平成２７年（フ）第１１８８号
大阪府寝屋川市池田中町29番15―204号
債務者　髙安　正三
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彌田　晋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８４号
大阪市東成区玉津２丁目９番９号
債務者　有田　　明
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　要介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９号
香川県丸亀市三条町1060番地１　サンスタレN202号
債務者　井上　清仁
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙丸　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３５８号
福岡市西区福重３丁目35番５―206号、前住所福岡市博多区博多駅前４丁目33番７―321号
債務者　セントウ水産こと　當眞　弘敏
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　貫介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８９号
福岡県宗像市須恵４丁目12番20号、前住所福岡市東区下原１丁目２番12―105号
債務者　日下部京子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８２号
熊本市中央区水前寺３丁目６番29号
債務者　緒方　博之
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下雅裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８３号
熊本県八代市麦島東町10号11番地　202、前住所熊本県八代市麦島西町２号11番地　202
債務者　緒方　京子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下雅裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３１号
札幌市白石区東札幌２条４丁目８番５ファーストシティ東札幌202、住民票上の住所札幌市南区真駒内泉町４丁目２番１―402号
債務者　天野なおみ
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８４号
札幌市手稲区富丘３条５丁目１番33―709号
債務者　山田　　勝
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９６号
北海道江別市野幌若葉町30番地の31
債務者　難波　秀明（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０１号
札幌市中央区大通西22丁目１番23―302号
債務者　清水　史雄
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２２号
札幌市豊平区西岡４条７丁目５番12―703号
債務者　田端　百合
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
福島県会津若松市中島町12番８号　アムール優Ａ棟８号、前住所福島県会津若松市西七日町６番５号　コーポ富士Ｂ棟201号
債務者　目黒ムツ子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
群馬県高崎市井野町83番地44
債務者　向田　宏行
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４号
新潟県燕市次新1040番地16
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２５８号
堺市堺区向陵東町２丁７番13―301号
債務者　八幡　貞晴
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６号
和歌山県日高郡日高町大字志賀52番地の２
債務者　木下　　愛
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所御坊支部